

医療法人静和会浅井病院 居宅療養管理指導事業所 運営規程

1. 事業の目的及び運営の方針

本事業所が実施する事業は、医師または薬剤師による専門的な居宅療養管理指導を通じて、利用者の居宅での療養生活を支援し、その心身の機能維持回復を図ることを目的とします。運営にあたっては、以下の基本方針に基づき、利用者本位のサービス提供に努めます。

- 医師または歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅における療養生活の質の向上を図るため、適切かつ妥当な居宅療養管理指導を提供します。
- 療養上必要な事項について、利用者またはその家族に対し、懇切丁寧に、かつ理解しやすいように指導・説明を行います。
- 常に利用者の病状、心身の状況、および置かれている環境を的確に把握し、適切なサービス提供に努めます。
- 提供した指定居宅療養管理指導の内容は、速やかに診療記録を作成するとともに、医師または歯科医師に報告します。
- 居宅介護支援事業者等に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供や助言を行います。これは、原則としてサービス担当者会議への参加により実施します。

2. 従業者の職種、員数、および職務の内容

- **管理者:** 1名
 - ・ 指定居宅療養管理指導事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
 - ・ 従業者が本規程及び関係法令を遵守するよう必要な指揮命令を行います。
- **居宅療養管理指導員:** 1名以上（医師、薬剤師）
 - ・ 医師または歯科医師の指示に基づき、専門職の立場から居宅療養管理指導を提供します。

3. 営業日および営業時間

- 営業日: 月曜日から土曜日
- 営業時間: 午前9時から午後5時30分
- 休業日: 日曜日、祝日、年末年始

4. 指定居宅療養管理指導の種類および利用料その他の費用の額

- 指定居宅療養管理指導の種類: 医師、および薬剤師による居宅療養管理指導。
- 利用料:
 - 法定代理受領サービスに係る利用料（1割、2割、または3割負担）
 - 居宅基準第87条第3項により徴収が認められている交通費
 - その他サービスに係る費用

5. 通常の事業実施地域

東金市、山武市、九十九里町、大網白里市

6. その他運営に関する重要事項

この運営規定に定める事項の他、運営に関する重要事項については契約書の重要事項説明に基づくものとする。

令和6年4月1日改定